次のとおり落札者を決定しました。 令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 落札に係る役務の名称及び数量 防災テレビ会議システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日 令和3年8月18日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 中日本社
  - (2) 所在地 愛知県名古屋市東区東桜 1-14-11
- 5 落札金額

59, 180, 000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日 令和3年7月8日

DX推進課デジタルインフラ整備室

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。 令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 長野県広域災害・救急医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
- (1) 名 称 長野県健康福祉部医療政策課
- (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年9月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
  - (1) 名 称 国際航業株式会社長野営業所
  - (2) 所在地 長野市鶴賀緑町1393-3
- 5 随意契約に係る契約金額
  - 1月当たりの賃借額 2,587,530円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号該当

医療政策課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出する ことができます。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ上田店

上田市上塩尻字扇田368番地2

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	所在地
ラオックス上田店	上田市上塩尻字扇田368番地2

#### (変更後)

名称	所在地
ドン・キホーテ上田店	上田市上塩尻字扇田368番地2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ドン・キホーテ	成沢 潤治	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
ラオックス株式会社	羅 怡文	東京都千代田区外神田四丁目6番7号

#### (変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ドン・キホーテ	吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
_	_	_

4 変更した年月日

平成23年10月29日ほか

5 届出年月日

令和3年9月28日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年10月28日から令和4年2月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

産業政策課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

報

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ飯田上郷店

飯田市上郷飯沼1452-3

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

吉川建設株式会社

代表取締役 吉川 昌利

飯田市松尾町2-25

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となった日 令和3年8月10日

産業政策課

# 公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第 2 項の規定により、次の成果を認証しました。 令和 3 年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

調査を行った者の 名 称	調査を行った 時 期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
木曽郡大桑村	平成27年から 令和2年まで	地籍簿及び地籍図	大字殿の一部	令和3年10月14日
長野市	平成28年から 平成29年まで	地籍簿及び地籍図 信州新日原西の一部 令和:		令和3年10月14日
伊那市	平成30年から 令和元年まで	地籍簿及び地籍図	御園の一部	令和3年10月14日
伊那市	平成28年から 平成29年まで	地籍簿及び地籍図	山寺の一部	令和3年10月14日
飯田市	平成30年から 令和元年まで	地籍簿及び地籍図	南信濃木沢の一部	令和3年10月14日

農地整備課

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。 令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

					長野	県知事 阿 部 守 一
許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の 所在地	処分の内容	処分をし た年月日	処分の原因となった事実
般一 2 第 23934 号	株式会社ミック	曽根原 好幸	安曇野市穂高 2559	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 7月5日	令和3年6月23日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 29第25451号	鳶荒井	荒井 常雄	佐久市野沢215 -41	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 7月5日	令和3年5月13日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 31第25817号	株式会社リード環境	忠地 広憲	茅野市宮川4722 ーイ	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(塗 装工事業)の取消し	令和3年 7月5日	令和3年6月25日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 29第24483号	株式会社TR フェクト	野﨑 光秀	上伊那郡辰野町 大字樋口2220- 4	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 7月5日	令和3年6月21日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出 (一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 30 第 22495 号	株式会社信州 鉄平石	友野 忠夫	南佐久郡佐久穂 町大字余地111 -1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(土 木工事業、とび・土工工事 業、石工事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、しゅん せつ工事業、塗装工事業及 び水道施設工事業)の取消 し	令和3年 7月5日	令和3年6月14日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 28 第 18288 号	有限会社滝沢 住機	滝澤 正久	東御市海善寺 1159-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(管 工事業)の取消し	令和3年 7月5日	令和3年6月22日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 1 第 22726 号	アスクホーム 株式会社	饗場 英俊	上田市国分1- 1187-6	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し		令和3年6月28日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 1 第21158 号	株式会社相生電子	城田 裕之	1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(管 工事業)の取消し	令和3年 7月5日	令和3年6月30日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 29第10277号	森田建材株式 会社	森田 富雄	東御市本海野 1402-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建 築工事業、大工工事業、屋 根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業及び内装 仕上工事業)の取消し	令和3年 7月5日	令和3年6月30日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 28第11914号	石巻設備	石巻 欣一	上田市真田町傍 陽745-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(土 木工事業、とび・土工工事 業、石工事業、管工事業、 鋼構造物工事業、舗装工事 業、しゅんせつ工事業及び 水道施設工事業)の取消し	令和3年 7月9日	令和3年7月1日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。

般- 30第17233号	株式会社えび す住宅設備	唐澤	習明	東御市滋野乙 3401-2	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 7月9日	令和3年7月1日付けて 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 30 第 25788 号	北條建築	北條	習也	下伊那郡高森町下市田1598-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業及び大工工事業) の取消し	令和3年 7月13日	令和3年6月14日付けて 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 2 第13076 号	平沢土建株式会社	平沢	典義	東筑摩郡山形村 1460-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(造 園工事業)の取消し	令和3年 7月13日	令和3年7月1日付けて 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 29第 1884 号	大協建設株式 会社	小澤(	吾	下伊那郡大鹿村 大字鹿塩411	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(大 工工事業)の取消し	令和3年 7月13日	令和3年7月1日付けて 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出 (一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 29第 3052 号	田中設備工業 株式会社	田中	散宏		建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(消 防施設工事業)の取消し	令和3年 7月13日	令和3年7月6日付けて 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 30第20507号	有限会社ドゥー	高橋	<b>五</b>	上田市吉田162 -29	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業及び大工工事業) の取消し	令和3年 7月13日	令和3年7月6日付けて 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 1 第 25986 号	南佐久中部森 林組合	黒澤 利	和夫		建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 7月14日	令和3年6月24日付けて 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出 (一部) がありこのことが建設 法第29条第1項第5号に 該当する。
特一 2 第 1885 号	大平建設株式 会社	大平 匍		下伊那郡喬木村 1316-2	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(造 園工事業)の取消し	令和3年 7月14日	令和3年7月5日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般- 30第24933号	株式会社勝栄 土建	塚本 朋	勝		建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 7月14日	令和3年7月9日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 3 第18218 号	有限会社マル シン設備工業	内川 乡	英世	安曇野市明科中 川手1300-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(造 園工事業)の取消し	令和3年 7月14日	令和3年7月8日付けて建設業法第12条の規定はよる廃業の届出(一部)がありこのことが建設等法第29条第1項第5号に該当する。
般- 30第23545号	株式会社MY ネット	栁澤 訁	善長	長野市中御所 5 -3-3	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(電 気通信工事業)の取消し	令和3年 7月15日	令和3年7月9日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設等法第29条第1項第5号に該当する。

般一 1 第 21104 号	有限会社伊藤 建設	伊藤 弘資	伊那市西箕輪 7200-219	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し		令和3年7月2日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出 (一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
特一 30 第 10697 号	株式会社上野組	上野	上水内郡飯綱町 大字古町525	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 7月15日	令和3年7月6日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 29第18790 号	株式会社信濃 工営	藤森 輝子	茅野市宮川3741 - 5	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(と び・土工工事業)の取消し	令和3年 7月20日	令和3年7月7日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 28第 9716 号	飛知和興業株 式会社	飛知和 明弘	東御市滋野甲 4162	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(鉄 筋工事業)の取消し	令和3年 7月21日	令和3年7月12日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 28第 7184 号	有限会社マル 夕瓦店	丸田 晃央	諏訪市大字中洲 4559	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(内 装仕上工事業)の取消し	令和3年 7月29日	令和3年7月16日付け で建設業法第12条の規定 による廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 1 第24849 号	篠原プライス	篠原光秋	南佐久郡小海町 大字千代里1306 -1		令和3年 7月29日	令和3年7月13日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出 (一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
特一 30 第 10960 号	株式会社大林	安藤慎	佐久市岩村田 2600 — 2	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 7月29日	令和3年7月13日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 30第17831号	株式会社明徳	篠原文彦	小諸市大字柏木 字西前畑455- 1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 7月29日	令和3年7月13日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 30第17210号	有限会社森角 工業	森角 広輝	北佐久郡軽井沢 町軽井沢東10- 15		令和3年 7月29日	令和3年7月13日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出 (一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 2 第 1449 号	山﨑建設株式会社	山﨑 徳彦	安曇野市明科七 貴8406	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(管 工事業)の取消し	令和3年 7月29日	令和3年7月21日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出 (一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 29第23411号	株式会社ヤマザキ	山﨑 公弘	上田市国分1489 - 1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(電 気工事業)の取消し	令和3年 8月3日	令和3年7月9日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。

報

般一 1 第12881 号	有限会社丸正 建設	小橋和	紀 中野市大字豊津 4165	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 8月5日	令和3年7月28日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 2 第 26102 号	合同会社豊栄 建設	村田 豊	上田市中野321	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 8月5日	令和3年7月29日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出 (一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 2 第 26046 号	株式会社山栄	山崎博	上田市材木町1 -8-9	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 8月5日	令和3年7月28日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
特一 30 第 2121 号	平澤建設工業株式会社	浅野 忠	彦 伊那市福島439	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 8月6日	令和3年7月21日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 30 第 25706 号	有限会社信濃 環境衛生舎	早川 秀	男 茅野市湖東6241	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(土 木工事業、とび・土工工事 業、舗装工事業及び解体工 事業)の取消し	令和3年 8月6日	令和3年7月29日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 30第24628号	株式会社AS TEAD	西坂 柳	哉 茅野市ちの 314 - 6	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(石 工事業、鋼構造物工事業、 しゅんせつ工事業及び水 道施設工事業)の取消し	令和3年 8月12日	令和3年7月20日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 2 第17741 号	おぎ原左官所	荻原 英	一 下伊那郡阿智村春日2536	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(左 官工事業及びタイル・れん が・ブロック工事業)の取 消し	令和3年 8月12日	令和3年7月29日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 28第19893号	有限会社電気 工事テラシマ	寺島 孝	博 北安曇郡松川村 7025	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(電 気工事業)の取消し	令和3年 8月12日	令和3年8月6日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 28第24249号	塚田工務店	塚田 祐	樹 千曲市大字屋代 1771	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業)の取消し	令和3年 8月19日	令和3年8月12日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 29第 2147 号	宮坂建築	宮坂 芳	幸 大町市大町2667 -40	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業及び大工工事業) の取消し	令和3年 8月19日	
般- 28第25343号	齋藤建設	齋藤 隆	也 上田市下之条41 -4	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業及び大工工事業) の取消し	令和3年 8月20日	令和3年7月26日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。

	. , , ,	<b>,</b> == , , (, , ,				,,,, <sub>1</sub>
般一 29第17193 吳	山の瀧澤建設	瀧澤 信雄	千曲市大字鋳物 師屋219-3	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業及び大工工事業) の取消し	令和3年 8月20日	令和3年7月20日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 28第24255号	クボタ建築	久保田 忠博	伊那市長谷黒河 内1177	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業)の取消し	令和3年 8月20日	令和3年8月12日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
特一 3 第 2641 長	· 赤穂建設株式 会社	中村 信太郎	駒ケ根市飯坂 1 -12-3	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(管 工事業)の取消し	令和3年 8月24日	令和3年7月14日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 29第21889 5	工業		飯田市中村1184 -6	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(土 木工事業)の取消し	令和3年 8月24日	令和3年8月19日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 1 第25961 号	· 株式会社横地 建材	横地 伸二	長野市川中島町 四ツ屋1104-6	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 8月25日	令和3年8月6日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出 (一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 29第 1315 長	計 株式会社二葉 電気	有岡 幹雄	長野市三輪 5 - 16-25	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(消 防施設工事業)の取消し	令和3年 8月30日	令和3年8月24日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 2 第25076 号	号 株式会社小林 商工	小林 敏光	東御市新張88	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(管 工事業)の取消し	令和3年 8月31日	令和3年8月6日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 28第 3367 長	<b>分</b> 金井建設株式 会社	金井 穂奈美	上田市御嶽堂 803-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(土 木工事業、とび・土工工事 業、石工事業、舗装工事業 及び水道施設工事業)の取 消し	令和3年 8月31日	令和3年8月6日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
特- 29第 1046 号	有限会社小林 工務店	小林 正昭	駒ヶ根市中沢 3956	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(土 木工事業、舗装工事業及び 水道施設工事業)の取消し	令和3年 9月2日	令和3年8月24日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般- 28第25277号	け 有限会社アート・ミヤジマ		須坂市大字日滝 1989-2	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 9月2日	令和3年8月31日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 28 第 18432 吳	日 昭和企業株式会社	樺谷 博	松本市渚 2 - 7 -33	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業、屋根工事業、電気工事業、がラス工事業、塗装工事業及び防水工事業)の取消し	令和3年 9月2日	令和3年8月30日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。

特一 29	第 22930 号	鈴与マタイ株 式会社	宮下 淳一	佐久市中込1- 10-1	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(電 気工事業)の取消し	令和3年 9月2日	令和3年7月28日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 30	) 第 23630 号	オープンデザイン	依田純一	須坂市大字米子 697	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業、大工工事業、屋 根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業及び内装 仕上工事業)の取消し	令和3年 9月14日	令和3年8月11日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 1	第 23779 号	株式会社千村建設	千村 勲	木曽郡木曽町日 義2626	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 9月14日	令和3年8月25日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 29	第 25481 号	吉田興業株式会社	吉田 航	須坂市大字小河 原字山道北沖 1299-2	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(解 体工事業)の取消し	令和3年 9月14日	令和3年9月6日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 28	3第21739号	株式会社マルエー	荒井 範央	: 佐久市根々井 352	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(と び・土工工事業)の取消し	令和3年 9月21日	令和3年9月3日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 28	3第 7295 号	依田建築	依田 幸有	小諸市大字大久 保405	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業及び大工工事業) の取消し	令和3年 9月21日	令和3年9月7日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 28	3第24270号	成田工務店	成田 伸	塩尻市片丘 10216-2	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業、大工工事業、屋 根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業及び内装 仕上工事業)の取消し	令和3年 9月21日	令和3年9月15日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 30	)第25688 号	徳武組	徳武 嘉夕	. 長野市戸隠2226	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(土 木工事業、とび・土工工事 業及び舗装工事業)の取消 し	令和3年 9月22日	令和3年8月19日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 1	第 23779 号	株式会社千村 建設	千村 勲	木曽郡木曽町日 義2626	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(造 園工事業)の取消し	令和3年 9月27日	令和3年9月10日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 1	第 25825 号	有限会社ヤマ ト企画	北川 富美子	松本市野溝木工 1-6-60	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建 築工事業、大工工事業、屋 根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業及び鋼構 造物工事業)の取消し	令和3年 9月27日	令和3年9月13日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 3	第 24974 号	株式会社中竜	中澤 竜一	吉田字中央1150 - 3 オーイケ	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業、大工工事業、屋 根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業及び内装 仕上工事業)の取消し	令和3年 9月27日	

般一	29第	1119	号	株式会社徳永設備	徳永	真一	松本市大字島立 2194	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(消 防施設工事業)の取消し	令和3年 9月29日	令和3年9月1日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
特一	28第	708	号	長電建設株式会社	宮下	和彦	長野市三輪7-6-1	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(造 園工事業)の取消し	令和3年 9月29日	令和3年9月14日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般—	28第	19890	号	有限会社水川 業務店	水川	寛	木曽郡上松町駅 前通り1-38	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(土 木工事業、とび・土工工事 業及び舗装工事業)の取消 し	令和3年 9月29日	令和3年9月16日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。

建設政策課

# 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。 令和3年10月28日

長野県長野建設事務所長 吉 川 達 也

1 許可番号

令和3年6月10日 長野県長野建設事務所指令3長建第92-2号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 須坂市大字坂田字原51-1、52-1、52-3、56-1、56-2、57-2、57-3、77-1の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県須坂市塩川447

株式会社K&Kプランニング 代表取締役 小 栁 邦 義

北海道苫小牧市ときわ町4-20-5

望月基生

都市・まちづくり課

# 公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。 令和3年10月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受 講 対 象 者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。)

# 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
12月2日 (木)	午前10時 から 午後6時 まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や 定員変更となる場合あり】	30名
12月11日 (土)	午前10時 から 午後6時 まで	飯田会場	飯田市小伝馬町一丁目3541番地2 飯田警察署 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や 定員変更となる場合あり】	30名

### 3 講習科目、時間数及び考査方法

講 習 科 目	時間数	考 査 方 法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	講自於   1夜、正訣八による与直を1   いまり。 (別 安时间00万)

#### 4 受講手続

#### (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

### (3) 受講手数料

受講手数料6,900円は、長野県収入証紙(申込書に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

### 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

#### 公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。 令和3年10月28日

長野県公安委員会

# 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受 講 対 象 者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に同号の規定による許可を受けて、猟銃若しくは空気銃を所持している者に限る。)又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

### 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場	定員
12月8日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や 定員変更となる場合あり】	30名
12月19日 (日)	午後1時 から 午後4時 まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や 定員変更となる場合あり】	40名

# 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

#### 4 受講手続

# (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮

影年月日を記載したもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

- 5 その他
  - (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
  - (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
  - (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。 令和3年10月28日

長野県立こども病院長 中 村 友 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 放射線治療システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県立こども病院 事務部経営企画課
  - (2) 所在地 安曇野市豊科3100
- 3 落札者を決定した日 令和3年9月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 株式会社上條器械店
  - (2) 所在地 松本市中央1丁目4番7号
- 5 落札金額

307,670,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和3年8月19日

医療政策課